平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-4))

																(国工父)	直省28一④
施策目標		4 海洋·沿岸域環境や港湾空間の保全·再生·形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する								止を推進す	-ā	担当部局名 港湾局 作成責任者名 海洋·環境課長 佐々木 宏					
施策目標の概要及び達成すべき目標		海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸侵食対策等を実施することにより、良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。									沿岸域環	施策目標の評価結果	政策体系上の 位置付け		活環境、自然環境のフリー社会の実現	政策評価実施 予定時期	平成29年8月
		実績値										_					
業績指標		初期値	目標値 設定年度	23年度	24年度	25年度 26年度 27年度 評価結果 目標値 目標年度				業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等							
18 全国の海面処分場における受入可	能年数	約8年	平成26年度	-	-	-	約8年	約7年		7年以上 を確保	毎年度	場の計画的な整備が必要である ・目標値については、海面処分	るため。 場の計画策定から廃	砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面とめ。 とめ。 の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備 数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、			や護岸整備に乳
	,	予算	算額計(執行	亍額)	28年度			<u>.</u>			•			即本ナフ			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	当初 予算額 (百万円)					達	成手段の	の概要 関連する 業績指標 番号 (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
(1) 国連環境計画拠出金 (平成16年度)	027	12	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWF								_	・NOWPAP政府間会合、海洋環境緊急準備・対応地域活動センター(MERRAC)フォーカルポイント会合参加数。					
		(12)	(15)	(17)		P)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。 - 我が国の沿岸に重大な件数。						大な被害を及ぼ	す海洋汚染等				
(2) 国連開発計画拠出金 (平成18年度)	028	10	12	14	15	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改						、東アジア海洋					
		(10)	(12)	(14)		善する。	きずる。 ・我が国の沿岸に重大な被害を及 件数。							大な被害を及ぼ	す海洋汚染等		
海洋・沿岸域環境の保全等の推 (3) 進 (平成20年度)	029	59	37	46	39	制度の普	国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋 の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画								·検討会·会議開催 油濁防止管理者講		
		(58)	(30)			に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。 ・我が国の沿岸に重大な被害を及 件数							大な被害を及ぼ	す海洋汚染等			
(4) 低潮線の保全に要する経費 (平成23年度)	031	55	55	55	55	(低潮線保に係る海は	的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の 線保全法) に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的3 3海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線						経済水域及び大陸棚 線保全区域及びその	-	・低潮線及びその周		
		(53)	(55)	(53)		周辺の状況を行う。	況調査、防	びヘリコフ	ブターによる	一による低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置				・我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延 陸棚)の面積		圣済水域、延長	
(5) 海岸事業 (昭和24年度)	030	16,678	11,804	14,547 11,727		・直轄海岸事業箇所数							效				
		(16,656)	(11,795)	(11,186)		津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。						等の整備率(計画					
						・侵食海岸において、 平成32年度までに76%						が完了した割合を					

		1				T	Т			
(6) 船舶油濁損害対策 (平成17年度)	032	42	28	57	27	国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付す 義務などを規定している。又、違反が推定 うな証明書の交付事務、事前通報の保険 局等)との連携した立入検査等、同法の的		_	・我が国に入港する100トン以上の外航船舶入港通報 件数	
	033	(24)	(10)	(39)		外国船舶から大量の油等の排出があり、 海上保安庁長官の要請を受けて地方公共 ることができなかった場合等には費用を補	毎洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく 団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収す 助している。	18	・油流出事故を起こした船舶の保険未加入を防ぐ(O 隻を維持する)	
		_	6,823	4,461	2,717				•事業実施港数	
(7) 廃棄物埋立護岸等整備事業 (7) (昭和48年度)		_	(6,822)	(4,461)		- -	として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。		ナイヘルでの	
(昭和48年度) (8) 港湾公害防止対策事業 (昭和47年度)	034	5,699 (5,694)	- -	– –	_				·受入可能年数7年以上	
		_	817	791	635				** *** ** *** *** *** *** *** *** ***	
		_	(817)	(791)		港湾区域内の環境改善を目的として、公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土の事業等により、水質浄化、底質改善等			·港湾公害防止対策実施港数。	
		640	_	-	-	行う。			・現行公害防止計画の計画期間(平成23~32年度)にお	
		(639)	_	_					ける港湾公害防止対策実施率。	
(9) 港湾整備事業 (平成26年度)	復興庁183	_	34,175	31,467	-	砂を受け入	経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土	-	-	
		10.343	(34,164) 12.518	(31,025) 10.714	9.512	れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。			• 直轄海岸事業箇所数	
		10,343	12,316	10,714	9,512			Ì	・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が	
(10) 海岸事業(直轄) (昭和47年度)(関連:28-⑫、⑬)	035	(9.968)	(12.516)	(10,713)		津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸 離岸堤等 の整備を行う。			定されている地域等における海岸堤防等の整備率を69% とする。	
		(0,000)	(12,010)	(10,710)					・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を 平成32年度までに76%まで整備する。	
港湾区域における低潮線の保全に (11) 要する経費 036		3	2	2	2	き、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の低	用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づ 保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎と	_	・低潮線保全のための状況調査及び巡視を行った港湾内 の低潮線保全区域数	
(平成24年度)	030	(3)	(2)	(2)			s的には港湾区域内に低潮線保全区域を有する宗谷港及び南鳥島において低線の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。		・低潮線の保全により確保される、我が国の管轄海域(海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積	
洋上風力発電導入に対応した港湾 (12) 機能確保のための海域管理方策の	037	_	-	9	6	た占用状況を踏まえ、必要に応じて立入検査	する場合、港湾法の規定に基づき港湾管理者による占用許可が必要となり、ま等を実施することが必要である。本事業は、今後、港湾に導入が見込まれる洋		・指針の数	
(12) 検討経費 (平成27年度)	037	_	-	(9)		上風力発電施設の古用計可にかかる事務が 討結果は、「港湾における洋上風力発電の的 て取り纏める。	的確に実施されるよう、具体的な運用方法等について検討するものである。検 確な導入を確保する海域管理の在り方にかかる指針(仮称)」(以下、指針)とし	_	・指針に基づいて、調整を実施した港湾の数	
		9,901	8,672	6,084	3,515		【閣議決定】 21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③			
	〈213,445〉	⟨0⟩	⟨0⟩	⟨0⟩		21日起環境丛国報館(平成19年6月1日/第3早期館63) 第四次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節、第7節3 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節				
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。						施策に関係する内閣の重要政策	海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部1(2)エ、2(2)ウ、4(3)、9(3) 循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第5章第2節6(2)			
		(6,836) ((212,145))	(7,763)			(20)(1) 2 (20)	エネルギー基本計画(平成26年4月11日)第3章第3節1(1) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)第2章第2節3重点目標3政策パ 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)第3章第2節1(1)(1)	ッケージ3-3	3、3-4	
	((212,143/)	((0))				地球温暖化対象前側(平成28年6月13日)第3皇邦2即1(八八) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日)第2 10.(2) ii)(2) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)第2章5(4)				
備考		<u> </u>								